

2021年10月13日

各 位

「M&A支援機関登録制度」への登録について



株式会社福岡中央銀行（頭取 古村 至朗）は、中小企業庁が創設した「M&A支援機関に係る登録制度」において支援機関として登録されましたのでお知らせいたします。

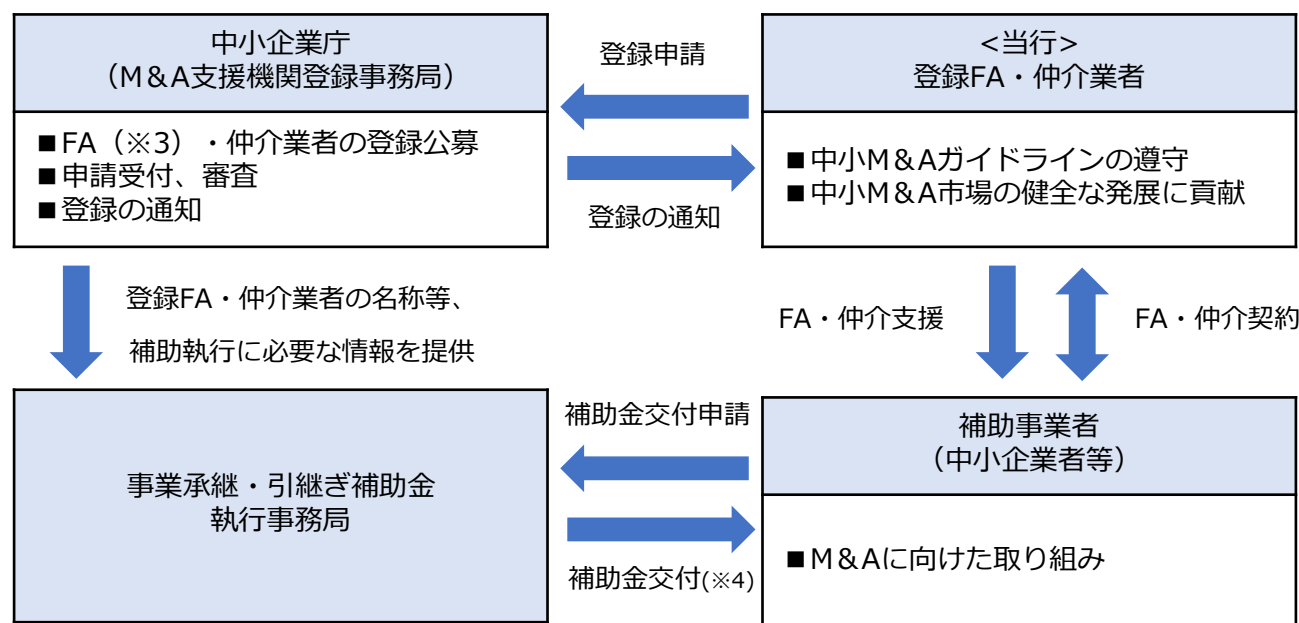
本制度は、中小企業が安心してM&Aに取り組める基盤を構築するため、M&A支援機関の行動指針を示した「中小M&Aガイドライン」（※1）の理解と普及を促すことを目的として、中小企業庁が創設したものです。登録された支援機関の支援を受けた中小企業は、M&Aに係る費用（M&A仲介手数料等）が「事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）」（※2）の補助対象となります。

当行は、本制度の趣旨に鑑みて「中小M&Aガイドライン」の遵守を宣言し、地域のお客さまの抱える事業承継に対する課題について、最適なソリューションを提供してまいります。

（※1）中小企業庁が2020年3月に策定したガイドライン。M&Aの基本的な事項等を示すとともに、M&A業者等に対して、適切なM&Aのための行動指針を提示するもの。

（※2）M&Aの譲渡側・譲受側双方の土業専門家の活用に係る費用（仲介手数料、デューデリジェンス費用（買収に伴うリスク調査）、企業概要書作成費用など）を補助するもの。

【「M&A支援機関登録制度」と「事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）」との関係図】



（※3）FA：ファイナンシャル・アドバイザー

（※4）FA・仲介に係る補助対象経費については、あらかじめ登録された事業者に限る

以上

本件に関するお問い合わせ先

福岡中央銀行 ビジネスサポート部

TEL092 (263) 8610

担当：林田